



福祉監第620-2号
平成24年11月 1日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

埼玉県福祉部福祉監査課長 (公印省略)

(介護予防)通所介護事業所における個別機能訓加算等の取扱いについて (通知)

高齢介護サービスの適正な運営について、日ごろ格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、平成24年度介護報酬改定で大幅に変更された加算の算定に関する注意点について、別添通知(写)のとおり、各(介護予防)通所介護事業所管理者あて通知いたしました。

については、貴事業所の介護支援専門員にも当該注意点についてご周知いただくとともに、居宅サービス計画を作成する際の参考としてください。

(問い合わせ先)

- | | | |
|----------|--------------|------|
| 高齢施設担当 | 048-830-3446 | (直通) |
| 介護保険施設担当 | 048-830-3239 | (直通) |
| 介護事業第一担当 | 048-830-3259 | (直通) |
| 介護事業第二担当 | 048-830-3257 | (直通) |